

令 和 7 年 度

定 期 監 査 等 結 果 報 告 書

松 阪 市 監 査 委 員

25 松監第 000275 号
令和 8 年 2 月 1 日

松阪市監査委員 達 中 敏 治
松阪市監査委員 世 古 和 久
松阪市監査委員 野 呂 一 平

令和 7 年度定期監査等結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

第1 監査対象箇所及び実施期間

(令和7年6月26日～令和7年11月10日)

対象箇所		監査実施日	対象箇所	監査実施日
広報局 秘書	秘書課	7.7.7	環境生活部	
	広報広聴課	7.7	環境課	7.11.10
防災対策課		8.20	清掃事業課	11.6
企画振興部			清掃施設課	10.27
経営企画課		11.6	戸籍住民課	7.7
未来戦略局 デジタル	市政改革課	7.16	地域安全対策課	7.23
	情報システム課	10.15	人権・多様性社会課	7.31
地域づくり連携課		7.23	健康福祉部 (福祉事務所)	
嬉野地域 振興局	地域振興課	10.15	健康福祉総務課	11.6
	地域住民課	7.7	障がい福祉課	7.16
三雲地域 振興局	地域振興課	10.15	保護自立支援課	10.15
	地域住民課	7.7	高齢者支援課	8.25
飯南地域 振興局	地域振興課	10.15	介護保険課	10.15
	地域住民課	7.7	保険年金課	10.20
飯高地域 振興局	地域振興課	10.15	健康づくり課	8.20
	地域住民課	7.7	こども局	こども未来課
総務部				10.27
総務課		7.23		こども家庭センター
財務課		7.31		8.20
職員課		7.23		子ども発達総合支援センター
契約監理課		8.20		10.27
市民税課		10.9		
資産税課		10.9		
収納課		10.9		
債権回収対策課		10.9		

対象箇所	監査実施日	対象箇所	監査実施日
産業文化部		消防団事務局	7.7.7
商工政策課	7.11.6	松阪市民病院	6.26
観光交流課	8.25	会計管理課	7.31
地域ブランド課	8.25	上下水道部	6.26 7.16
競輪事業課	10.15	教育委員会事務局	
企業誘致連携課	8.25	教育総務課	7.31
農水振興課	10.9	学校教育課	10.20
林業振興課	7.23	学校支援課	11.6
農村整備課	10.9	子ども支援研究センター	10.20
文化課	10.31	生涯学習課	10.20
北部農林水産事務所	10.9	スポーツ課	7.31
西部農林水産事務所	10.9	給食管理課	10.27
建設部		北部教育事務所	7.31
建設総務課	10.31	西部教育事務所	7.31
土木課	10.31	議会事務局	7.16
建設保全課	10.31	農業委員会事務局	7.7
地籍用地課	10.31	監査委員事務局	11.10
住宅課	8.25	選挙管理委員会事務局	10.27
都市計画課	8.20		
営繕課	7.23		
建築開発課	7.16		
北部建設保全事務所	10.31		
西部建設保全事務所	10.31		

第2 監査の概要

松阪市監査基準（令和2年松阪市監査委員告示第5号）に準拠し、監査を実施した。

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査
- (2) 地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象とした事項

令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行を対象とした。

なお、必要に応じて令和7年度各課監査実施日までの事務事業の執行を対象に含めた。

3 監査の主眼

- (1) 予算の執行は適法かつ効果的に行われたか。
- (2) 事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。
- (3) 契約事務が公正適切に行われたか。
- (4) 財産の取得管理、現金及び物品出納事務が適正に実施されたか。
- (5) 補助金交付事務は、補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき適正に行われたか。
- (6) 事務の執行が合理的かつ効率的に行われたか。
- (7) 職員服務規律等の徹底に取り組まれたか。

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各所属長の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。また、令和6年度監査結果の意見に対する取り組み等、措置状況についても合わせて確認した。

なお、議会選出監査委員として、令和7年7月31日までは松本一孝が、令和7年8月13日からは野呂一平が監査を行った。

第4 監査の結果

監査の対象とした令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていたが、後述のとおり、一部に改善・検討を要する事項が認められた。これらについては、内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、適正な事務事業の執行に万全を期されたい。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度口頭・文書で善処を指示した。

多くの課に共通する事項

- 隨意契約について、監査の実施時において指摘したところであるが、契約締結伺いに係る起案文書に適用条項や随意契約理由の記載がないもの、記載されている内容に誤りがあるもの、その他適切でない事務処理が見受けられた。

地方公共団体の契約は地方自治法の規定により一般競争入札によることが原則とされており、随意契約は地方自治法施行令で規定する要件に該当する場合に限り認められる契約方法であることから、透明性や公正性の確保を図るとともに、適正な運用に努められたい。

【地域振興課（嬉野・三雲）、環境課、清掃施設課、障がい福祉課、高齢者支援課、健康づくり課、文化課、土木課、松阪市民病院、上下水道部、生涯学習課、スポーツ課、選挙管理委員会事務局】

- 業務委託契約において、当該契約条項に規定する業務完了報告書の提出が確認できないものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

【飯高地域振興課、環境課、観光交流課、文化課、消防団事務局、生涯学習課、西部教育事務所、選挙管理委員会事務局】

- 業務委託契約等において、物品及び業務委託契約執行規程に規定する物品役務完了検査調書の作成が確認できないもの、調書に不備があるものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

【介護保険課、保険年金課、松阪市民病院、教育総務課、スポーツ課】

- 業務委託契約書の条項において、委託料は業務完了報告書による検査に合格した後に支払うことになっているにも関わらず、前金払されているものが見受けられた。

委託料については、地方自治法施行令第 163 条の規定により前金払をすることができるが、前金払を必要とする場合は、契約条項との整合性を図り、適正な事務の執行に努められたい。

【防災対策課、飯高地域振興課、観光交流課】

- 「契約に関する文書」、「予算、決算及び出納に関するもので軽易なもの」及び「補助金の申請及び交付に関する文書」の保存年限は、文書管理規程により 10 年とされているが、5 年保存としているものが散見された。また、適切に管理されていないものが見受けられた。

公文書を適切に保存するとともに、適正な管理に努められたい。

【地域振興課（嬉野・飯南・飯高）、環境課、障がい福祉課、保護自立支援課、地域ブランド課、農村整備課、文化課、北部農林水産事務所、土木課、北部建設保全事務所、給食管理課、北部教育事務所】

- 庁用自動車の運行日誌について、LoGo フォームによる入力が行われているが、前年度に引き続き、走行後メーター数の誤入力や入力漏れが見受けられた。
　　府用自動車管理規程に基づき、適正な管理及び事務処理に努められたい。

【秘書課、地域振興課（嬉野・飯南・飯高）、環境課、高齢者支援課、
　　こども家庭センター、文化課、住宅課、スポーツ課、
　　給食管理課、議会事務局】

個別事項

◎ 秘書広報局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【秘書課】

◎ 防災対策課

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 企画振興部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【地域振興課（嬉野・三雲・飯南・飯高）】

- 地区集会所建設事業補助金交付申請書において、申請者の記入欄等に容易に書き直しが可能な筆記用具を使用しているものが見受けられた。

【地域づくり連携課】

- 中山間地域活性化事業補助金について、実績報告書が年度経過後の提出になるものについては、当該年度内に履行確認を行う必要があるが、なされていないものが見受けられた。

【飯高地域振興課】

◎ 総務部

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 環境生活部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【環境課、清掃施設課】

- 庁用自動車での出張において、旅行命令簿が作成されていないものが見受けられた。

【清掃事業課】

◎ 健康福祉部・福祉事務所

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【障がい福祉課、保護自立支援課、高齢者支援課、介護保険課、
保険年金課、健康づくり課、こども家庭センター】

- 保有する郵便切手の保管状況について、所属長が定期的に確認することになっているが、郵便切手等受払簿に所属長の確認がなされていないものが見受けられた。

【健康福祉総務課】

- 物品購入等における請求書において、納品確認日等の記入に容易に書き直しが可能な筆記用具を使用しているものが見受けられた。

【介護保険課】

◎ 産業文化部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【観光交流課、地域ブランド課、農村整備課、文化課、北部農林水産事務所】

- 商工団体補助金について、実績報告書が年度経過後の提出になるものについては、当該年度内に履行確認を行う必要があるが、なされていないものが見受けられた。

【商工政策課】

◎ 建設部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【土木課、住宅課、北部建設保全事務所】

◎ 消防団事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 松阪市民病院

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
- 長期継続契約終了後の再契約は、債務負担行為を設定又は単年度契約とすべきであるが、再リース物品について、債務負担行為の設定がなく複数年度契約されているものが見受けられた。

◎ 会計管理課

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 上下水道部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
- 旅行命令簿兼旅費内訳書において、旅行者の押印漏れが見受けられた。
- 公共下水道水洗化補助金及び利子補給金の請求書等において、日付の記載がなく、收受印も押印されていないものが見受けられた。

◎ 教育委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、給食管理課、
北部教育事務所、西部教育事務所】
- 放課後児童健全育成事業補助金交付要綱において、実績報告書は、補助事業が完了した後、速やかに提出しなければならないと規定されているが、5カ月以上も経過して提出されている。また、当該年度内に履行確認がなされていないものが見受けられた。 【生涯学習課】
- 保有する郵便切手の保管状況について、所属長が定期的に確認することになっているが、郵便切手等受払簿が作成されていないもの、定期的に所属長に確認がされていないものが見受けられた。 【生涯学習課、北部教育事務所】

◎ 議会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 農業委員会事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 監査委員事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 選挙管理委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

意 見

◎ 特命随意契約に係る予定価格について

特命随意契約（1者隨契）において、予定価格調書などの文書が書面で残されておらず、予定価格の設定が確認できないものが散見された。

予定価格は、市が契約を締結する際の契約金額を決定する基準となる価格として、随意契約によることが適法かどうかを判断するためにも、あらかじめ設定しなければならないものであることから、予定価格調書を省略する場合は、契約事務に係る事務取扱要領に基づき、予定価格を起案文書に記載するなどして、予定価格の設定を明確にされたい。

◎ 時間外勤務について

一部の所属において、時間外勤務時間が恒常に多い状況が確認された。

恒常的な時間外勤務は、職員の健康面への影響及び業務効率の観点からも望ましい状態であるとはいえない。

市の業務が多様化・複雑化する中で、現行の限られた職員数で対応していくのは困難であると推察するが、業務手順や事務処理の見直しなど、時間外勤務削減につながる具体的な方策を検討し、改善に取り組まれたい。

◎ DX の推進について

本市では、各部局において窓口業務をはじめ、様々な分野で全庁的に DX を推進し、市民サービスの向上や業務の効率化に取り組み、一定の成果を挙げているところである。

今後もさらなる市民の利便性向上や業務の効率化、職員の事務負担軽減等をめざして、積極的に DX の取組を推進されたい。

なお、本報告書に記載した指摘要望事項・意見に関して、各所属においては、真摯に受け止めて、必要な措置を講じるとともに、今回指摘がなかった所属においても、市組織全体の共通認識として捉え、引き続き適正な事務執行に努められたい。